

平成24年1月
消費・安全局
動物衛生課

家畜伝染病予防法施行規則第43条の表の見直しについて

1 背景

- (1) 現行の家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号。以下「規則」という。）第43条においては、伝播力の強さや病原性の高さに鑑み、牛疫、口蹄疫及びアフリカ豚コレラ（直ちに患畜及び疑似患畜をと殺しなければならない、いわゆる16条疾病）の国内への侵入を未然に防止するため、対象となる地域及び物を定めてこれらの疾病の発生地域からの偶蹄類の動物の肉等の輸入禁止措置を講じている。

規則第43条の表における輸入禁止地域の区分の概要

区分	輸入禁止対象物 対象疾病：牛疫、口蹄疫及びアフリカ豚コレラ	偶蹄類動物（牛、豚、羊等）の				稲わら等
		生体	精液・受精卵	ハム・ソーセージ等	肉・臓器	
ゼロ ○	規則第43条の表の地域以外の地域（清浄地域） 口蹄疫等の伝染病の発生がなく、家畜衛生管理体制及びリスク評価の結果、これらの伝染病が発生するおそれが極めて少ないと我が国が清浄性を認めた国又は地域	輸入可能				
一	規則第43条の表の一の地域（暫定清浄地域） 家畜衛生管理体制が整備されていることを前提として、口蹄疫等の発生はないが、 ① 防疫措置としてワクチン接種の方法を採っている国又は地域、又は ② ワクチン接種は行っていないが、周辺国（地域）に発生国（地域）があり、かつ、国境（州境）検疫に問題がある等、清浄の持続性が疑われる国又は地域	輸入可能		輸入禁止 ただし、基準に従い加熱されたものは輸入可能		
二	規則第43条の表の二の地域（非清浄地域） 口蹄疫等の発生国（地域）、家畜衛生管理体制及びリスク評価を行っていない国（地域）等（我が国が清浄確認した地域以外の地域）	輸入禁止		輸入禁止 ただし、基準に従い加熱されたものは輸入可能		

- (2) 先般、豚コレラ及び高病原性鳥インフルエンザについては、伝播力が非常に強いこと等から、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（平成23年法律第16号）により、命令を受けた場合に患畜及び疑似患畜をと殺しなければならない、いわゆる17条疾病から、(1)の疾病と同様に、16条疾病に変更された。
- (3) これに伴い、規則第43条について、新たに豚コレラ及び高病原性鳥インフルエンザを対象疾病として位置付ける等の改正を行うこととしたい[※]。

※ 「低病原性鳥インフルエンザ」については、そのウイルスが高病原性へと変異する可能性があることから16条疾病に位置付けられているが、病原性が高くないため、規則第43条の対象とはしない。

2 見直しの方針

(1) 豚コレラの対象疾病への追加

新たに豚コレラを対象疾病として位置付けるとともに、輸入禁止措置の対象となる物について、牛には感染しない豚コレラの発生により、牛肉輸出の禁止地域が生じてしまうことのないよう、牛に感染する疾病と、豚に感染する疾病による禁止地域を分けて定める。

(2) 高病原性鳥インフルエンザの対象疾病への追加

新たに高病原性鳥インフルエンザを対象疾病として位置付け、輸入禁止措置の対象となる地域及び物を定める。

(3) 新たなリスク管理措置の追加等

「一の地域」（暫定清浄地域）については、家畜衛生管理体制が整備されていることを前提として、口蹄疫等の発生はないが、

- ① 防疫措置としてワクチン接種の方法を採っている国又は地域、又は
- ② ワクチン接種は行っていないが、周辺国（地域）に発生国（地域）があり、かつ国境（州境）検疫に問題がある等、清浄の持続性が疑われる国又は地域

と位置付けているところ。現在、「一の地域」に区分される国又は地域からの輸入実績はないが、将来、「一の地域」からの輸入がなされる場合に備えて「一の地域」から輸入される物について必要となるリスク管理措置として、熟成等を行うこと、輸出国が指定する農場・施設等由来であること等の措置を課すことをあらかじめ明示することとする。

なお、高病原性鳥インフルエンザの「一の地域」に該当する国又は地域は現在存在しないものの、今後、我が国が非清浄と考える国又は地域からの輸入要請も想定される。その場合には、口蹄疫等と同様に厳格なリスク評価を行った上で、「一の地域」に追加するかどうかを判断する。

3 見直し（案）

別紙のとおり。